

記載例

取次機関の追加
(新たな国を届出する場合)
取扱職種範囲等届出書も同時作成

様式第 6 号 (第 1 面)

(日本産業規格 A 列 4)

有 料 無 料
職 業 紹 介 事 業 許 可 証 再 交 付 申 請 書
職 業 紹 介 事 業 変 更 届 出 書
職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書
有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書
特別の法人無料職業紹介事業変更届出書

申請の内容に応じて不要な部分に線を引いてください。

①空欄でお持ちください。

① 年 月 日

②名称、代表者職名、代表者氏名の全てにふりがなを記載してください。

(ふりがな)
②申請・届出者 氏 名

- ~~1. 職業安定法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
- ~~2. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 4 第 3 項の規定により下記のとおり再交付を申請します。~~
3. 職業安定法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
4. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。
5. 職業安定法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
6. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する法第 32 条の 7 第 4 項の規定により下記のとおり変更届け出及び書換申請をします。
7. 職業安定法第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する第 32 条の 12 第 1 項の規定により、下記のとおり取扱職種の範囲等を定めたので届け出ます。
8. 職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する法第 32 条の 7 第 1 項の規定により下記のとおり変更を届け出ます。

申請の内容に応じて不要な部分に線を引いてください。

記

③許可・届出番号

(ふりがな)
④氏名又は名称

④⑤法人は「登記事項証明書」、個人は「住民票」の表記どおりに記載してください。

〒 □ □ □ - □ □ □ □

電話 ()

(ふりがな)
⑤所 在 地

⑥事業所

(ふりがな)
名 称

(ふりがな)
所在地

⑥「所在地」は、職業紹介事業を行っている事業所の所在地を「建物登記事項証明書」または「賃貸借契約書」等の表記どおりに記載してください。

取次機関を利用して国外に渡る職業紹介を行う場合、「通達様式 10 号取次機関に関する申告書」及びその他添付書類の提出が併せて必要となります。

⑦変 更 事 項	A. 取次機関の追加 B. 取扱職種の範囲等の変更
⑧変 更 前	A. 追加 B. ○○○
⑨変 更 後	A. 追加する取次機関の名称 B. ⑩のとおり
⑩取 扱 職 種 の 範 囲 等	地域は国内、○○○○国、△△△△国（追加する外国の名称） 職種は全職種 国外においては出入国管理及び難民認定法に基づき就労目的の在留が認められる外国人に係る職業紹介 扱う在留資格等によりことな
⑪変更(廃止)年月日	⑪変更の年月日を記載してください。
⑫職業紹介責任者	氏 名 住 所 ⑫記載は不要です。
⑬変更(廃止)理由 再 交 付 理 由	⑬変更の理由を記載してください。
⑭備 考	⑭担当者の役職、氏名、連絡先電話番号を記載してください。

~~届出者（法人にあっては役員を含む。）（未成年の場合、その法定代理人をいう。）については、職業安定法第 33 条の 3 第 2 項において準用する同法第 32 条各号（第 3 号、第 10 号及び第 11 号を除く。）のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

~~また、同法第 32 条の 14 の規定により選任する職業紹介責任者については、職業紹介責任者が同法第 32 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号から第 9 号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、職業安定法施行規則第 24 条の 6 第 2 項第 1 号に規定する基準に適合すること並びに職業紹介責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。~~

申請の内容に応じて不要な部分に線を引いてください。

- ⑩「取扱職種の範囲等」について、
- 地域：外国の場合は、外務省作成の各国・地域情勢に示されている国名どおりに記載してください。
 - 職種：厚生労働省職業分類表の「中分類」の表記どおりに記載してください。

記載要領

1 有料・無料職業紹介事業許可証再交付申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに2以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業許可証の再交付を申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1及び3以下の全文を抹消すること。

2 有料・無料職業紹介事業変更届出書の記載方法(14の場合を除く。)

- (1) 有料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1、2及び4以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料の職業紹介事業に係る変更の届出をする場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から3及び5以下の全文を抹消すること。

3 有料・無料職業紹介事業変更届及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「・無料」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から4及び6以下の全文を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業に係る変更の届出をするとともに許可証の書換えを申請する場合には、表題中「有料・」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「有料・」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに1から5及び7以下の全文を抹消すること。
- (3) 許可証の書換えを申請する場合は、⑥欄に変更する事項が該当する職業紹介事業を行う全ての事業所の名称及び所在地を記載することとし、⑦欄に変更する事項を記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

4 有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書の記載方法

- (1) 有料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「・無料・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 まで及び 8 の全文並びに 7 の「第 33 条第 4 項において準用する・第 33 条の 3 第 2 項において準用する」を抹消すること。
- (2) 無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・」、「・特別の法人無料」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 まで及び 8 の全文並びに 7 の「・第 33 条の 3 第 2 項において準用する」を抹消すること。
- (3) 特別の法人無料職業紹介事業の取扱職種の範囲等を定め、届出をする場合には表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・」及び「特別の法人無料職業紹介事業変更届出書」を抹消し、並びに 1 から 6 まで及び 8 の全文並びに 7 の「第 33 条第 4 項において準用する・」を抹消すること。
- (4) ⑩欄には、職業紹介事業を行う事業所ごとに取扱職種の範囲等の内容を記載すること。記載し得ない場合は別紙に記載して添付すること。

(例)職業

(イ) 事務的職業、会社・団体の役員、飲食物調理の職業、林業の職業など

(例)地域

(ロ) 国内、大阪府、中部地方など

(例)賃金

(ハ) 時給 1,000 円以上の求人、月給 30 万円以上の求人など

(例)その他

(ニ) 紹介予定派遣に関するもの、母子家庭の母等、中高年齢者、障害者、合法的に在留する外国人、本校所定の課程を修了した者など

- (5) 取扱職種の範囲等の変更については「取扱職種等の範囲等」の欄に変更後のものを記載することとし、変更前の取扱職種の範囲等を⑧変更前の欄にも記載すること。

様式第 6 号（第 5 面）

5 特別の法人無料職業紹介事業変更届出書の記載方法

特別の法人が無料職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合は、表題中「有料・無料」、「職業紹介事業許可証再交付申請書」、「職業紹介事業変更届出書」、「職業紹介事業変更届出書及び有料・無料職業紹介事業許可証書換申請書」、「有料・無料・特別の法人無料職業紹介事業取扱職種範囲等届出書」を抹消し、並びに 1 から 7 までの全文を抹消すること。

6 ①欄には、申請書又は届出書を管轄都道府県労働局に提出する年月日を記載すること。

7 ②欄には、申請者又は届出者の氏名（法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を記載すること。

8 ③欄には、許可・届出の際に付与された許可・届出番号を記載すること。

9 ④欄には、氏名（個人）又は名称（法人又は団体における名称）を記載すること。

10 ⑤欄には、事業所の所在地（法人にあつては主たる事務所の所在地）を記載すること。

11 ⑪欄には、変更（廃止）事項について、変更（廃止）した年月日を記載すること。

12 なお書きは、代表者又は職業紹介責任者の変更届出以外の場合は抹消すること。

また、代表者又は職業紹介責任者の変更届出においてそれぞれ変更のないものに係る部分について抹消すること。

13 ⑭備考欄には、担当者職、氏名及び連絡先を記載すること。

14 職業紹介を行う事業所の新設又は廃止の場合における職業紹介事業変更届出書における記載方法

新たに職業紹介事業を行う事業所の新設を届け出て行う場合、又は、職業紹介事業を行う事業所を廃止する場合は、⑦欄には事業所の「設置」又は「廃止」を記載することとし、該当する全ての事業所の名称及び所在地を⑥欄に記載すること。所定の欄に記載し得ないときは別紙に記載して添付すること。

⑪欄に事業を開始する（又は廃止した）年月日を記載すること。⑫欄には、職業紹介事業所を設置する場合について、該当する事業所における職業紹介責任者の氏名、住所を記載すること。⑬欄には、事業を廃止した理由を具体的に記載すること。